

歯科技工士の各種申請・届け出について

◆歯科技工士になるためには免許の申請が必要です

歯科技工士免許は、所定の就学年限を履修し、卒業資格を得、歯科技工士国家試験に合格し、厚生労働大臣の指定する登録機関に申請することによって、初めて歯科技工士名簿に登録され、歯科技工士免許証が交付されます。

ここで晴れて歯科技工士という国家資格を有することになります。

単に歯科技工士学校を卒業し国家試験に合格しただけでは、歯科技工士という資格を持ったことにはなりません。

平成 27 年 6 月 1 日より、一般財団法人歯科医療振興財団が、歯科技工士法第 9 条の 2 第 1 項の規定により指定登録機関となりました。

以降、厚生労働省から歯科技工士名簿を引継ぎ、免許登録事務を行っています。

名簿訂正・免許証書換え交付、免許証の再交付等も歯科医療振興財団に申請することになります。

詳細は[歯科医療振興財団 HP](#) および[日本歯科技工士会 HP](#) をご覧ください。

◆歯科技工所の届出について

歯科技工所の開設届、変更届、休止届(廃止・再開)は、10 日以内に管轄の保健所に提出が必要です。

詳しくは[岐阜県 HP](#)をご覧ください。